

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現 行				
別表					別表				
1・2〔略〕					1・2〔略〕				
3 建築・都市計画・土木関係					3〔同左〕				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1 ～ 47	〔略〕				1 ～ 47	〔略〕			
47 の 2	都市計画法 第8条第1 項第3号に 掲げる高度 地区に関する 都市計画 に基づく建 築物の高さ の最高限度 の特例の認 定の申請に 対する審査	高度地区 内における 建築物の高さ の特例認定 申請手数料	1件につき 160 00円	認定申 請のと き。	〔新設〕				
	都市計画法 第8条第1 項第3号に 掲げる高度 地区に関する 都市計画 に基づく建 築物の高さ の最高限度 の特例の許 可の申請に 対する審査	高度地区 内における 建築物の高さ の特例許可 申請手数料	1件につき 160 00円	許可申 請のと き。	〔新設〕				
48	都市計画法 第29条第 1項又は第 2項の規定 に基づく開 発行為の許 可の申請に 対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕	48	都市計画法 (昭和43 年法律第1 00号)第 29条第1 項又は第2 項の規定に 基づく開発 行為の許可 の申請に 対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕
49 ～ 71	〔略〕				49 ～ 71	〔略〕			

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。